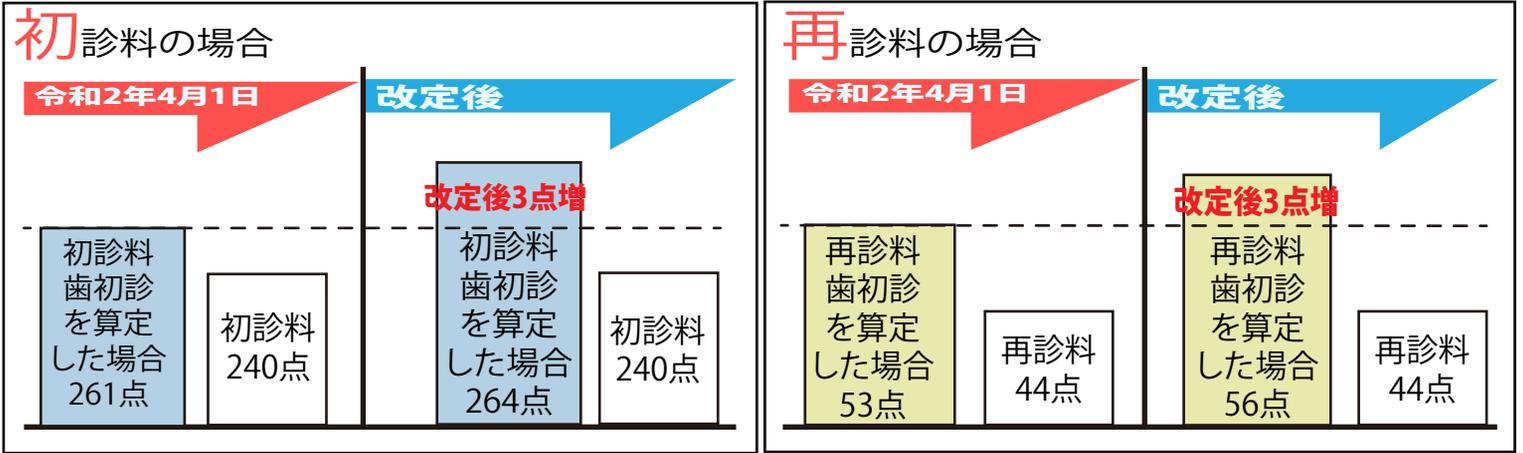


歯初診

歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準



歯科外来診療における院内感染防止対策につき

- 十分な体制が整備されていること
- 十分な機器を有していること
- 研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置されていること
- 院内掲示を行っていること

届出書に記載する内容

- 所有する滅菌器の医療機器届出番号
- 製品名
- 製造販売業者名
- 1日の滅菌使用頻度、平均患者数
- 保有するハンドピース数、歯科ユニット数

※1.職員を対象とした院内感染防止対策に係る標準予防対策等の院内研修等を実施していること

研修の講師につきましては、院長が選任した方なら可能である
研修は洗浄滅菌等に係るスタッフの方がすべて対象である



- 令和4年4月1日以降は、改定後の初診料で算定
 - 令和4年3月31日において、現に歯科点数表の初診料の注1(歯初診)の届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、※1の(3)及び(4)の基準を満たしているものとみなす。ただし、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に(3)の研修を受講した者については、当該研修を受けた日から2年を経過する日までは当該基準を満たしているものとみなす。
 - 院内感染対策研修の受講届出については、4年毎に更新(研修の再受講)することが必要
- ※前回、研修の受講届出を出した翌月から起算して4年以内に届け出ることが必要

STATIM2000G4/STATIM5000G4

歯初診の届出にはハンドピースの保有数もチェックがあります！

1回の滅菌工程サイクルに要する時間が短いので、少ないハンドピースでも、安心安全な診療を行うことができます！

滅菌器

(カセット式卓上型高速高圧蒸気滅菌器)



ステイティム
2000G4
定価 968,000円



ステイティム
5000G4
定価 1,518,000円